

食安輸発0921第2号
平成23年9月21日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(中国産養殖えびのフラゾリドン、ねぎのテブフェノジド、まつたけのクロルピ
リホス及びミャンマー産ターメリックのアフラトキシンの解除)

標記については、平成23年3月30日付け食安輸発0330第1号（最終改正：平成23
年9月14日付け食安輸発0914第2号）にて通知したところです。

今般、輸入時検査実績等を確認した結果、標記の食品及び検査項目については、
食品衛生法第23条に基づく輸入食品監視指導計画の検査命令の解除要件を満たす
ことから、上記通知の別表1の中国の項中、

製品検査の 対象食品等	条件	検査の項 目	試験品採 取の方法	検査の方法	検査を受ける ことを命ずる 具体的理由
養殖えび及 びその加工 品（簡易な 加工に限 る。）		スルファ メトキサ ゾール フラゾリ ドン	別表2の 4による こと。	スルファメトキサゾ ール：平成17年1月2 4日付け食安発第012 4001号「食品に残留 する農薬、飼料添加 物又は動物用医薬品 の成分である物質の 試験法について」に よること。 フラゾリドン：平 成34年12厚生省告示 第370号「食品、添 加物等の規格基準」 によること。	スルファメト キサゾール及 びフラゾリド ンが残留して いるおそれ があるため。
ねぎ(わけぎ を含む。)及 びその加工 品(簡易な加 工に限る。)		アルジカ ルブスル ホキシド テブフェ ノジド	別表2の 3による こと。	平成17年1月24日付 け食安発第0124001 号「食品に残留する 農薬、飼料添加物又 は動物用医薬品の成 分である物質の試験 法について」による こと。	基準値（0.01 ppm）を超え るアルジカル ブスルホキシ ド及び基準値 （0.01ppm） を超えるテブ フェノジドが 検出されるお それがあるた め。

を、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
養殖えび及びその加工品（簡易な加工に限る。）		スルファメトキサゾール	別表 2 の 4 によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	スルファメトキサゾールが残留しているおそれがあるため。
ねぎ(わけぎを含む。)及びその加工品(簡易な加工に限る。)		アルジカルブスルホキシド	別表 2 の 3 によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値 (0.01 ppm) を超えるアルジカルブスルホキシドが検出されるおそれがあるため。

に改め、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
まつたけ及びその加工品(簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	別表 2 の 3 によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値 (0.01 ppm) を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。

を削り、ミャンマーの項中

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ターメリック及びその加工品(ターメリックを主要原料とするものに限る。)	ミックススパイスにあつては含有量が10%以上のものに限る。	アフラトキシン	別表 3 によること。	平成14年3月26日付け食監発第0326001号中の「穀類、豆類、種実類及び香辛料中のアフラトキシン B ₁ 試験法」によること。	アフラトキシンが付着又は含有しているおそれがあるため。

を削るので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。